

奈良県告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、田原本町から大和都市計画高度利用地区（田原本駅南地区）の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾